

給付算定基礎額残高通知書発送に伴う Q & A

令和8年8月発送

	質問	回答
1	給付算定基礎額残高通知書が共済組合から届きましたが、これは何の通知ですか。何か手続きをする必要がありますか。	平成27年10月に創設された「年金払い退職給付」の算定の基となる年金の原資（給付算定基礎額残高）に関する情報をお知らせするものです。手続きの必要はありません。
2	給付算定基礎額残高通知書はいつ、どのような人に送付されるのですか。	毎年8月中旬に送付されます。平成27年10月1日から令和8年3月31日までの間に組合員期間がある方と当組合を退職されている方に送られます。退職されている方には、退職した年度の翌年と、節目年齢（35歳、45歳、59歳、63歳）に達した年度の翌年度に送付されます。
3	給付算定基礎額残高通知書が旧住所に届きました（住所が違っています）。どのような手続きが必要ですか。	住所変更のお手続きが必要です。 ・組合員の方 所属（勤務先）※の共済事務担当者へ住所の変更を申出いただき共済組合への住所変更手続きを行ってください。 ※東京都知事部局・議会局・行政委員会の方については、総務事務センターと読み替えてください ・退職された方 年金課コールセンターへ連絡してください。
4	給付算定基礎額残高通知書が届かないのは、なぜですか。	以下の場合が考えられます。 ・今年度の4月以後の採用の場合、今回の通知は、前年度3月末時点で組合員だった方に送付されますので、送付されません。 ・今年度の4月以後に他の共済組合から転入してきた場合、前年度3月末時点に加入していた共済組合へ給付算定基礎額残高通知書が送付されるかどうかご確認ください。 ・「年金払い退職給付」が創設された平成27年10月以降の組合員期間が無い場合は、送付されません。 ・住所が違っていたため、宛先不明で返送されている。 なお、最新の給付算定基礎額残高が、「マイナ手続きポータル」でも確認できます。 当組合のホームページからアクセスできます。 ※ご利用に当たっては、都共済のマイナ手続きポータルへユーザー登録が必要です。 また、サービス利用時にマイナンバーカード及びスマートフォン等の機器が必要です。
5	年金払い退職給付とはどのようなものですか。	「年金払い退職給付」は、被用者年金一元化（平成27年10月）に伴い共済年金の一部であった「職域年金相当部分」が廃止され、創設されたものです。毎月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額とこれに対する利息を将来の年金給付に必要な原資として退職するまで積み立て、積み立てた額が「給付算定 基礎額」となります。積み立てた額を基に決定した年金額は、原則65歳から支給されます。半分は生涯受給する「終身退職年金」として、残りの半分は受給期間は原則20年（240月）の「有期退職年金」で構成されています。「有期退職年金」は、受給期間を10年に短縮、又は一時金での受給を選択することもできます。
6	この給付は、いつから受け取ることができますか。	受給権は、次のいずれにも該当する方に発生します。 ・組合員期間が引き続き1年以上であること。 ※平成27年10月1日を跨いで1年以上の期間のある者も含む。 ・退職していること。 ・年齢が満65歳に達していること。

7	対象が、令和8年3月までしか記録が表示されていないのはなぜですか。	今回お知らせする情報は、令和7年4月から令和8年3月までの記録となります。令和8年4月以降の記録は、来年度にお知らせする予定です。
8	⑩年金払い退職給付加入期間に表示されている年数が、勤務期間と異なりますが、なぜですか。	年金払い退職給付は、平成27年10月に創設された制度なので、平成27年10月以降の組合員期間の年月数を表示しています。平成27年9月以前から勤務されていた組合員期間がある場合その期間は含まれません。
9	①「標準報酬月額」欄に表示されている金額は、実際の給料額と異なりますが、なぜですか。	年金の算定基礎となる標準報酬月額は給料と実際に支給されている残業手当、通勤手当などの各種手当額を加えた額を標準報酬月額の等級表に当てはめた額になりますので、実際の給料額とは異なります。また、期末手当等の支給があった月は、当月の標準報酬月額に標準期末手当等の額を合計して表示しています。 また、3歳未満の子を養育する組合員等の給付算定基礎額の特例を受けている期間は、養育前の「標準報酬月額」が表示されます。
10	⑪付与率とはなんですか。	加入期間中の各月の標準報酬月額や標準期末手当額に基づき積立額（付与額といいます。）を算定するための保険料率（掛金率：組合員本人負担0.75%と負担金率：事業主負担0.75%の合計）をいいます。 付与率は組合員であった者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的に、地方公務員全体を対象に地方公務員共済組合連合会が定款で定めており、平成27年10月からは、1.5%と定められています。
11	基準利率はどのように定められているのですか。	基準利率とは、退職等年金給付額の算定基礎となる給付算定基礎額のうち、利子の額を求めるための率で、令和7年度に適用されている年率を表示しています。 基準利率は、国債の利回りや積立金の運用状況等を勘案し、毎年10月に見直しされ、地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。
12	給付算定基礎額残高通知書には、将来受給できる年金見込み額が表示されているのですか。	年金払い退職給付の見込額は、個人ごとの給付算定基礎額及び年金現価率により額が決定します。年金現価率は毎年10月に見直されるため、将来における年金見込額を算出することができません。そのため年金見込額は表示されておりません。
13	有期年金現価率、終身年金現価率（年金現価率）とはなんですか。	年金払い退職給付の年金額は、給付算定基礎額を年金現価率で除して算定されます。年金現価率とは、給付算定基礎額を年金額に換算するためのもので、基準利率の変動や死亡率等を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。有期年金現価率は支給残月数の期間において、終身年金現価率は年齢に応じて終身にわたり、一定額の年金額となるよう年金額を算定する率になります。
14	他の地方自治体の公務員になったり、国家公務員になったら加入記録は引き継がれますか。	1年以上の引き続き組合員期間があり、他の地方自治体の公務員（国家公務員を含む）になった場合は、後の共済組合に記録が引き継がれ、年金払い退職給付が支給されます。民間企業に再就職して企業年金に加入した場合、企業年金には引き継がれません。
15	教育庁に異動して公立学校共済組合に移ると、加入記録は引き継がれますか。	共済組合の間を異動した場合、後の共済組合に記録が引き継がれ、年金払い退職給付が支給されます。